

高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び対象)

第2条 県は、県内の既設民有林林道施設の災害復旧に係る経費について補助を行うことにより、県内林産物の安定的な生産体制の維持及び林業経営の安定に寄与することを目的とする。

2 県は、市町村、森林組合又は森林組合連合会（以下「補助事業者」という。）が行う事業のうち、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）の適用を受ける災害復旧事業であり、民有林林道施設の災害復旧事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

3 補助の対象となる経費は森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号）に準拠し作成した設計書により積算された工事費（以下「事業費」という。）とする。

4 補助の対象となる経費は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「政令」という。）第3条の規定により農林水産大臣より事業費の決定を受けた事業に係るものとする。

(補助率)

第3条 前条に規定する補助事業の補助率は、次のとおりとする。

- (1) 奥地幹線林道に係るものは、事業費の10分の6.5
- (2) その他の林道に係るものは、事業費の10分の5

2 当該補助事業費のうち、暫定法第3条第3項の規定により農林水産大臣が指定する地域内において、高率補助の対象となる部分に対する補助率は、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 奥地幹線林道に係るものは当該部分の10分の9（当該部分のうち政令第5条の規定に該当する部分については、10分の10）

(2) その他の林道に係るものは、当該部分の10分の7.5（当該部分のうち政令第5条の規定に該当する部分については、10分の8.5）

3 当該補助事業費のうち農林水産大臣が指定する地域内において暫定法第3条の2の規定に該当する部分については、それぞれ前項各号の補助率によって行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第5条の規定による政令に定める地域内において行う当該補助事業費のうち激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第16条第2号イの規定に該当する部分の額については10分の7、同号ロの規定に該当する部分の額については10分の8、同号ハの規定に該当する部分の額については10分の9を通常の補助のほか、特別措置として補助するものとする。

（補助事業費の額の通知）

第4条 知事は、政令第3条の規定により農林水産大臣から事業費の決定を受けたときは、これを補助事業者に通知するものとする。

（当該年度の補助金額の通知）

第5条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により農林水産大臣から補助金の交付の決定を受けたときは、当該年度の補助金の額を決定し、これを補助事業者に通知するものとする。また、当該年度の補助金の額を変更する場合も同様に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 3 補助事業者が、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 補助事業者（市町村を除く。）は、第1項の申請書を提出するに当たって、納税証明書（全税目のもの）により県税の滞納がないことを証明しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。
- 5 補助事業者（市町村を除く。）は、第1項の申請書を提出するに当たって、別記第1-1号様式による税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認める者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (2) 補助事業に関して請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。なお、請負その他の契約をしようとする場合は、契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第2号様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (3) 補助事業により取得した財産（1件当たりの取得金額50万円以上の機械及び器具）について、「減価償却資材の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内（ただし、大蔵省令に定めのない財産については別に農林水産大臣が定める期間内）においては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。また、この期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、この収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (4) 補助事業が完了した場合又は当該事業が中止若しくは廃止された場合において、当該事業により取得した工事用材料その他の物件が残存するときは、農林水産大臣が別に定めるところにより、遅滞なくその品目、数量及び金額を知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の所得事業名、所得価格、補助金額、所得時期及び処分制限期間、処分状況、その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、かつ、必要な関係書類を整理保管しておかなければならない。

(6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、規則、この要綱の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更承認を受けようとするときは、別記第3号様式による補助金交付変更申請書を知事に提出しなければならない。

2 変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 施行箇所ごとの施行延長の変更
- (2) 施行箇所ごとの工種の変更又は廃止
- (3) 施行箇所ごとの事業費の30パーセントを超える増減
- (4) 施行箇所の廃止
- (5) 事業終了日の変更

3 規則第7条に規定する申請の取下げは、補助金の交付の決定のあった日から7日以内又は当該年度の3月28日までに知事に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 規則第14条ただし書に規定する概算払を受けようとする補助事業者は、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 概算払の実施基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業請負の着手に係る概算払は、箇所ごとの補助金交付決定額に0.4を乗じて得た額、又は箇所ごとに補助事業者が締結した請負契約の定めにより支出した前払金に対する補助金額のいずれか低い額を概算払することができることとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、事業実施期間内に完了した箇所ごとの未払額については、全額を概算払することができることとする。

- (3) 第13条の規定により補助金の一部を繰り越して施行する事業については、箇所ごとの補助金交付決定額に進捗率を乗じて積み上げた額又は補助金交付決定額に0.9を乗じて得た額のいずれか低い額とすること。
- (4) 請求金額は箇所ごとに計算し、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

(実績報告)

第12条 規則第11条に規定する実績報告及び関係書類は別記第5号様式によるものとし、補助事業が完了したときは遅滞なく知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第3項ただし書の規定により交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第3項ただし書の規定により交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(繰越承認申請)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、不測の事由により年度内の完成が見込めなくなったときは、補助事業者は、別記第7号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助指令前工事着手承認申請)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の決定前に当該補助事業を実施しようとするときは、別記第8号様式による補助指令前工事着手承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(工事の実施)

第15条 補助事業者は、前条の規定により承認を受けた箇所の工事を実施するとき又は変更するときは別記第9号様式による審査表に該当設計書を添付して知事に提出し、審査を受けた上でなければ工事を施行してはならない。補助金の交付の決定後に工事を実施する場合も同様とする。

- 2 補助事業者は、工事に着手したときは別記第10号様式による着手届を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、工事を一時中止し、又は部分中止する場合は別記第11号様式による工事一時(部分)中止届を、工期を延期した場合は工期延期届(別記第12号様式)を、再着手した場合は再着手届(別記第13号様式)を知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、第4条の規定による補助事業費の通知を受けた事業を補助金の交付の決定を受ける前に廃止する場合は、別記第14号様式による廃止届を知事に提出しなければならない。
- 5 補助事業者は、工事が^{しゅん}竣工したときは、遅滞なく別記第15号様式による^{しゅん}竣工届を知事に提出しなければならない。
- 6 補助事業者は、前各項に規定する書類のほか知事が必要であると認める書類を提出しなければならない。

(応急工事)

第16条 補助事業者は、政令第2条第2項に規定する応急工事費等に該当する工事のうち、本復旧工事の一部又は全部となる工事を施行するときは、別記第16号様式による応急本工事着手承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により知事の承認を受けて施行した事業箇所が林道災害復旧事業査定前に完了したものであっても、施行が完了した後に第4条の規定による事業費の決定のあったものについては補助することができるものとする。
- 3 前項の規定による事業が完了したときは、遅滞なく^{しゅん}竣工届に請負契約書・変更請書の写しを添付し所轄林業事務所に提出し、検査を受けなければならない。

(分割補助)

第17条 補助金の交付の決定を受けた額が、補助対象となる事業費に第3条の規定による補助率を乗じた額より低いときは、分割して補助を受けることができるものとする。

(書類の経由)

第18条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄林業事務所を経由しなければならない。ただし、第15条の規定に係る書類は所轄林業事務所までとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は昭和47年6月1日から施行し昭和47年度補助事業より適用する。

附則

この要綱は昭和58年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成14年6月17日から施行する。

附則

この要綱は平成14年9月10日から施行する。

附則

この要綱は平成19年7月30日から施行し平成19年発生災害から適用する。

附則

この要綱は平成20年3月1日から施行し平成19年発生災害から適用する。

附則

この要綱は平成26年4月4日から施行する。

附則

この要綱は平成27年4月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記
第1号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名
(生年月日)

補助金交付申請書

令和 年度林道災害復旧事業（ 年発生）の補助金の交付を受けたいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業概要

箇所数	事業費	補助金	摘要
箇所	円	円	

2 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

(1) 実施計画書 別紙1のとおり

(2) 収支予算書 別紙2のとおり

(注)生年月日は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。

令和 年度林道災害復旧事業実施計画書（ 年発生）

路線名	箇所番号	施工箇所	林道の種類	幅員 (m)	延長 (m)	施工期間	施工方法	事業費 (円)	補助対象事業費 (円)	補助率 (%)	補助金 (円)	事業費の内訳 (円)						災害名	摘要	
												本工事費	附帯工事費	その他経費	工事雑費	応急工事費				事務雑費
																工事費	工事雑費			
計		箇所																		
事業終了年月日		令和 年 月 日																		

- 備考
- 「施工箇所」欄は、査定説明表、設計書に記載した地名を記入してください。
 - 「林道の種類」欄は、林道台帳記載の林道で、当該事業箇所に該当するものを記入してください。
 - 「延長」欄は、整数を記入してください。
 - 「施工期間」欄は、請負契約の場合は契約工期（請負契約が締結されていない場合は予定工期）を記入してください。
査定等で調査が認められている場合で、工事より調査等の着手が早い場合は調査等の着手日とし、完成日についても調査等の完成日が遅い場合は調査の完成日としてください。
 - 「施工方法」欄は、請負、直営の別を記入してください。
 - 「事業費」欄は全体金額、「補助対象事業費」欄は事業費から工事雑費及び事務雑費を除いた千円未満切り捨てた金額、「補助金」欄は当年度に補助を受ける金額を記入してください（分割補助の場合は「摘要」欄に全体補助金及び年度毎の内訳を記入してください。）。
 - 「応急工事費」欄は、工事費及び応急工事費請負額に対する工事雑費別に金額を記入してください。
 - 「工事雑費」欄は、本工事費、附帯工事費及びその他経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
 - 「事務雑費」欄は、本工事費、附帯工事費、その他経費、工事雑費、応急工事費の合計額に対する事務雑費を記入してください。
 - 「工事雑費」「事務雑費」の用途については、「林業関係公共事業地方事務費等の取扱について」（平成10年4月1日付け10林野政第152号）に基づき適正に執行するよう留意してください。
 - 高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第10条第2号の規定に該当する変更が生じた場合は、補助金交付申請書の変更をしてください。
 - 変更の場合は2段書きとし、上段が変更前、下段が変更後とします。この場合において、軽微な変更により箇所ごとの内容が変更となっている場合は併せて変更してください。
 - 「事業終了年月日」欄は、箇所ごとの検査が終了する最終日の予定を記入してください。

収支予算書

1. 歳入の部

単位：円

科 目	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費 等		
借 入 金		
寄 付 金		
計		

2. 歳出の部

単位：円

科 目	予 算 額	備 考
工 事 請 負 費		
内 訳	本 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
	そ の 他 経 費	
工 事 雑 費		
応 急 工 事 費		
事 務 雑 費		
計		

- 備考1 各科目別予算額には全体額を記入してください。ただし、「県補助金」欄は、当年度に補助を受ける金額を記入してください。
分割補助の場合は、「備考」欄に全体補助金と年度毎の内訳を記入してください。
- 2 補助事業者が市町村以外の場合は、自己資金は「市町村費等」欄に記入してください。
- 3 「応急工事費」欄には、応急工事費請負額に対する工事雑費が含まれた額を記入してください。
- 4 「工事雑費」欄は、本工事、附帯工事費及びその他の経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
- 5 「工事請負費」欄は、本工事、附帯工事費、その他の経費の合計額を記入してください。
- 6 変更の場合は、2段書きで上段に変更前、下段に変更後の金額を記入してください。

第1-1号様式（第6条関係）

誓約書兼同意書

私は、令和 年林道災害復旧事業（ 年発生）の補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

記

- 1 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- 2 農業改良資金貸付金償還金
- 3 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- 4 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名
(生年月日)

第2号様式（第8条関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

補助事業者 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の ○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域において、
現在国の機関又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申
し立てません。

（注1） ○○には、「工事請負」「委託」のいずれかを記載すること。

高知県知事名 様

補助事業者名

補助金交付変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令第 号で補助金の交付の決定がありました補助金額について下記のとおり変更したいので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、申請します。

記

1 事業概要

	箇所数	事業費	補助金	摘要
変更前	箇所	円	円	
変更後				
増減				

2 事業の完了予定年月日

令和 年 月 日

3 添付書類

(1) 実施計画書

別紙1のとおり

(2) 収支予算書

別紙2のとおり

(3) 変更理由

令和 年度林道災害復旧事業変更計画書（ 年発生）

路線名	箇所番号	施工箇所	林道の種類	幅員 (m)	延長 (m)	施工期間	施工方法	事業費 (円)	補助対象事業費 (円)	補助率 (%)	補助金 (円)	事業費の内訳 (円)						災害名	摘要	
												本工事費	附帯工事費	その他経費	工事雑費	応急工事費				事務雑費
																工事費	工事雑費			
計		箇所																		

事業終了年月日 令和 年 月 日

- 備考
- 「施工箇所」欄は、査定説明表、設計書に記載した地名を記入してください。
 - 「林道の種類」欄は、林道台帳記載の林道で、当該事業箇所該当するものを記入してください。
 - 「延長」欄は、整数を記入してください。
 - 「施工期間」欄は、請負契約の場合は契約工期（請負契約が締結されていない場合は予定工期）を記入してください。
査定等で調査が認められている場合で、工事より調査等の着手が早い場合は調査等の着手日とし、完成日についても調査等の完成日が遅い場合は調査の完成日としてください。
 - 「施工方法」欄は、請負、直営の別を記入してください。
 - 「事業費」欄は全体金額、「補助対象事業費」欄は事業費から工事雑費及び事務雑費を除いた千円未満切り捨てた金額、「補助金」欄は当年度に補助を受ける金額を記入してください（分割補助の場合は「摘要」欄に全体補助金及び年度毎の内訳を記入してください。）。
 - 「応急工事費」欄は、工事費及び応急工事費請負額に対する工事雑費別に金額を記入してください。
 - 「工事雑費」欄は、本工事費、附帯工事費及びその他経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
 - 「事務雑費」欄は、本工事費、附帯工事費、その他経費、工事雑費、応急工事費の合計額に対する事務雑費を記入してください。
 - 「工事雑費」「事務雑費」の用途については、「林業関係公共事業地方事務費等の取扱について」（平成10年4月1日付け10林野政第152号）に基づき適正に執行するよう留意してください。
 - 高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第10条第2号の規定に該当する変更が生じた場合は、補助金交付申請書の変更をしてください。
 - 変更の場合は2段書きとし、上段が変更前、下段が変更後とします。この場合において、軽微な変更により箇所ごとの内容が変更となっている場合は併せて変更してください。
 - 「事業終了年月日」欄は、箇所ごとの検査が終了する最終日の予定を記入してください。

収支予算書

1. 歳入の部

単位：円

科 目	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費 等		
借 入 金		
寄 付 金		
計		

2. 歳出の部

単位：円

科 目	予 算 額	備 考
工 事 請 負 費		
内 訳	本 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
	そ の 他 経 費	
工 事 雑 費		
応 急 工 事 費		
事 務 雑 費		
計		

- 備考1 各科目別予算額には全体額を記入してください。ただし、「県補助金」欄は、当年度に補助を受ける金額を記入してください。
分割補助の場合は、「備考」欄に全体補助金と年度毎の内訳を記入してください。
- 2 補助事業者が市町村以外の場合は、自己資金は「市町村費等」欄に記入してください。
- 3 「応急工事費」欄には、応急工事費請負額に対する工事雑費が含まれた額を記入してください。
- 4 「工事雑費」欄は、本工事、附帯工事費及びその他の経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
- 5 「工事請負費」欄は、本工事、附帯工事費、その他の経費の合計額を記入してください。
- 6 変更の場合は、2段書きで上段に変更前、下段に変更後の金額を記入してください。

高知県知事名 様

補助事業者名

概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和 年度林道災害復旧事業（ 年発生）について、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

請求金額 円

1 請求額の内訳

事業費	決定された補助金の額 A	前回までに受領した補助金の額 B	今回補助金請求額 C	残 額 A - (B + C)	摘要
円	円	円		円	

2 添付書類

概算払請求内訳書

高知県知事名 様

補助事業者名

事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和 年度林道災害復旧事業（ 年発生）が終了しましたので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績報告書
別紙1のとおり
- 2 経費精算書
別紙2のとおり

令和 年度林道災害復旧事業実績調書（ 年発生）

路線名	箇所番号	施工箇所	林道の種類	幅員 (m)	延長 (m)	施工期間	施工方法	事業費 (円)	補助対象事業費 (円)	補助率 (%)	補助金 (円)	事業費の内訳 (円)						災害名	摘要	
												本工事費	附帯工事費	その他経費	工事雑費	応急工事費				事務雑費
																工事費	工事雑費			
計		箇所																		
事業終了年月日		令和 年 月 日																		

- 備考 1 「施工箇所」欄は、査定説明表、設計書に記載した地名を記入してください。
 2 「林道の種類」欄は、林道台帳記載の林道で、当該事業箇所該当するものを記入してください。
 3 「延長」欄は、整数を記入してください。
 4 「施工期間」欄は、着手日から完成日までの期間を記入してください。
 5 「施工方法」欄は、請負、直営の別を記入してください。
 6 「事業費」欄は全体金額、「補助対象事業費」欄は事業費から工事雑費及び事務雑費を除いた千円未満切り捨ての金額、「補助金」欄は当年度に補助を受ける金額を記入してください（分割補助の場合は「摘要」欄に内訳を記入してください。）。
 7 「応急工事費」欄は、工事費及び応急工事費請負額に対する工事雑費別に金額を記入してください。
 8 「工事雑費」欄は、本工事費、附帯工事費及びその他経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
 9 「事務雑費」欄は、本工事費、附帯工事費、その他経費、工事雑費、応急工事費の合計額に対する事務雑費を記入してください。

経費精算書

1. 歳入の部

科 目	申 請 額	精 算 額	差 引 き		備 考
			増	減	
県 補 助 金					
市 町 村 費 等					
借 入 金					
寄 付 金					
計					

2. 歳出の部

科 目	申 請 額	精 算 額	差 引 き		備 考
			増	減	
工 事 請 負 費					
内 訳	本 工 事 費				
	附 帯 工 事 費				
	そ の 他 経 費				
工 事 雑 費					
応 急 工 事 費					
事 務 雑 費					
計					

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名
(生年月日)

令和 年度消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました補助金額について、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

高知県補助金交付規則第12条の規定による補助金の確定額	円
補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	(a) 円
消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	(b) 円
補助金返還相当額	(a) - (b) 円

(注) 参考となる資料を添えてください。

高知県知事名 様

補助事業者名

繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました補助金額について繰り越したいので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第13条ただし書の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|----------------|----------|
| 1 | 事業の繰越しを必要とする金額 | 円 |
| 2 | 補助金額 | 円 |
| 3 | 事業繰越計算書 | 別紙1のとおり |
| 4 | 繰越収支予算書 | 別紙2のとおり |
| 5 | 繰越事業完了年月日 | 令和 年 月 日 |

(注)
関係書類の写しを添えてください。

収支予算書

1. 歳入の部

科 目	予 算 額	年 度 内	繰 越 し
県 補 助 金	円	円	円
市 町 村 費 等			
借 入 金			
寄 付 金			
計			

2. 歳出の部

科 目	予 算 額	年 度 内	繰 越 し
工 事 請 負 費	円	円	円
内 訳	本 工 事 費		
	附 帯 工 事 費		
	そ の 他 経 費		
工 事 雑 費			
応 急 工 事 費			
事 務 雑 費			
計			

第8号様式（第14条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名

補助指令前工事着手承認申請書

令和 年発生災害に係る令和 年度林道災害復旧事業を緊急やむを得ない理由により早急に着手したいため、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

指令前着手実施計画書

別紙のとおり

令和 年度林道災害復旧事業指令前着手実施計画書

路線名	箇所番号	施工箇所	林道の種類	幅員 (m)	延長 (m)	施工期間	施工方法	事業費 (円)	補助対象事業費 (円)	補助率 (%)	補助金 (円)	事業費の内訳 (円)						災害名	指令前 着手理由	摘要		
												本工事費	附帯工事費	その他経費	工事雑費	応急工事費					事務雑費	
																工事費	工事雑費					
計		箇所																				
事業終了年月日		令和 年 月 日																				

備考 1 基本的に指令前着手は次に掲げる理由が生じるときに認められるものであるため、該当する番号を記入することとしてください。

①林産物の搬出に支障が生じるため。

②地元住民の生計維持、食料の搬入に支障が生じるため。

③増破のおそれが顕著であるため。

2 「施工箇所」欄は、査定説明表、設計書に記載した地名を記入してください。

3 「林道の種類」欄は、林道台帳記載の林道で、当該事業箇所に該当するものを記入してください。

4 「延長」欄は、整数を記入してください。

5 「施工期間」欄は、請負契約の場合は契約工期（請負契約が締結されていない場合は予定工期）を記入してください。

6 「施工方法」欄は、請負、直営の別を記入してください。

7 「事業費」欄は全体金額、「補助対象事業費」欄は事業費から工事雑費及び事務雑費を除いた千円未満切り捨てた金額、「補助金」欄は当年度に補助を受ける金額を記入してください（分割補助の場合は「摘要」欄に分割補助と明記してください。）。

8 「応急工事費」欄は、工事費及び応急工事費請負額に対する工事雑費別に金額を記入してください。

9 「工事雑費」欄は、本工事費、附帯工事費及びその他経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。

10 「事務雑費」欄は、本工事費、附帯工事費、その他経費、工事雑費、応急工事費の合計額に対する事務雑費を記入してください。

11 「工事雑費」「事務雑費」の用途については、「林業関係公共事業地方事務費等の取扱について」（平成10年4月1日付け10林野政第152号）に基づき適正に執行するよう留意してください。

12 「事業終了年月日」欄は、箇所ごとの検査が終了する最終日の予定を記入してください。

第9号様式（第15条関係）

実施（変更）設計審査表					
年 月 日					
高知県知事 様					
補助事業者名					
下記事業を実施（変更）したいので、設計書の審査を求めます。					
記					
事業名	令和 年度 林道災害復旧事業（ 年発生）				
路線名					
箇所番号					
災害名					
施行箇所					
施行期間					
査定(重変)事業費	円	事業費		円	
変更理由	指示事項				

上のことについては、指示事項を附してやむを得ないものと認めます。

年 月 日

補助事業者 様

高知県知事

第10号様式（第15条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名

着手届

令和 年度林道 線（（災害名）・号箇所）（年発生）災害復旧事業は、令和 年 月 日に着手しましたので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記の関係書類を添えて提出します。

記

請負契約書の写し

第11号様式（第15条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名

工事一時（部分）中止届

令和 年度林道 線（（災害名）・号箇所）（年発生）災害復旧事業について、下記のとおり一時（部分）中止しますので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 中止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 2 中止理由

高知県知事名 様

補助事業者名

工期延期届

令和 年度林道 線（（災害名）・号箇所）（年発生）災害復旧事業について、下記のとおり工期を延長しましたので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 延期日数 日
- 2 変更工期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 3 延期理由

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名

再着手届

令和 年度林道 線（（災害名）・号箇所）（年発生）災害復旧事業について、下記のとおり再着手しましたので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 再着手日 令和 年 月 日
- 2 再着手後工期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

第14号様式（第15条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名

廃止届

令和 年 月 日付け 番号 で事業費の決定通知がありました令和 年度林道
線（（災害名）・号箇所）（年発生）災害復旧事業について、下記理由により廃止しまし
たので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第15条4項の規定により、届け
出ます。

記

廃止理由

高知県知事名 様

補助事業者名

工事^{しゅん}竣工届

令和 年度林道 線（（災害名）・号箇所）（年発生）災害復旧事業について、下記のとおり工事が^{しゅん}竣工しましたので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第15条第5項の規定により、届け出ます。

記

1 添付書類

- (1) 竣工^{しゅん}検査調書
- (2) 完成写真

上記工事の完成検査を命ずる。

年 月 日

(検査職員職氏名)

(検査命令者職氏名)

事務所長 名

第16号様式（第16条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名

応急本工事着手承認申請書

令和 年 月 日に発生した林道 線の災害復旧については、林道災害復旧事業に係る応急工事に着手したいので、高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第16条1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 応急工事を必要とする理由
- 2 実施計画書 別紙のとおり

令和 年度林道災害復旧事業実施計画書（ 年発生）

路線名	箇所番号	施工箇所	林道の種類	幅員 (m)	延長 (m)	施工期間	施工方法	事業費 (円)	補助対象事業費 (円)	補助率 (%)	補助金 (円)	事業費の内訳 (円)						災害名	摘要	
												本工事費	附帯工事費	その他経費	工事雑費	応急工事費				事務雑費
																工事費	工事雑費			
計		箇所																		
事業終了年月日		令和 年 月 日																		

- 備考
- 「施工箇所」欄は、査定説明表、設計書に記載した地名を記入してください。
 - 「林道の種類」欄は、林道台帳記載の林道で、当該事業箇所に該当するものを記入してください。
 - 「延長」欄は、整数を記入してください。
 - 「施工期間」欄は、請負契約の場合は契約工期（請負契約が締結されていない場合は予定工期）を記入してください。
査定等で調査が認められている場合で、工事より調査等の着手が早い場合は調査等の着手日とし、完成日についても調査等の完成日が遅い場合は調査の完成日としてください。
 - 「施工方法」欄は、請負、直営の別を記入してください。
 - 「事業費」欄は全体金額、「補助対象事業費」欄は事業費から工事雑費及び事務雑費を除いた千円未満切り捨てた金額、「補助金」欄は当年度に補助を受ける金額を記入してください（分割補助の場合は「摘要」欄に全体補助金及び年度毎の内訳を記入してください。）。
 - 「応急工事費」欄は、工事費及び応急工事費請負額に対する工事雑費別に金額を記入してください。
 - 「工事雑費」欄は、本工事費、附帯工事費及びその他経費の合計額に対する工事雑費を記入してください。
 - 「事務雑費」欄は、本工事費、附帯工事費、その他経費、工事雑費、応急工事費の合計額に対する事務雑費を記入してください。
 - 「工事雑費」「事務雑費」の用途については、「林業関係公共事業地方事務費等の取扱について」（平成10年4月1日付け10林野政第152号）に基づき適正に執行するよう留意してください。
 - 高知県民有林林道災害復旧事業費補助金交付要綱第10条第2号の規定に該当する変更が生じた場合は、補助金交付申請書の変更をしてください。
 - 変更の場合は2段書きとし、上段が変更前、下段が変更後とします。この場合において、軽微な変更により箇所ごとの内容が変更となっている場合は併せて変更してください。
 - 「事業終了年月日」欄は、箇所ごとの検査が終了する最終日の予定を記入してください。